

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 7 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 16 年 6 月 22 日（ 火 ） 10:00 ~ 12:08

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

（ 1 ） 平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

（ 2 ） 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資する
ための危害情報等に関する報告の聴取・検討について

（ 3 ） その他

4 . 出 席 者

（ 専門委員 ）

富永座長、福士座長代理、飯島専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、
海津専門委員、澤田専門委員、武見専門委員、土屋専門委員、門傳専門委員、
山本専門委員、和田専門委員、渡邊（和）専門委員、渡邊（治）専門委員

（ 専門参考人 ）

久野専門参考人、服部専門参考人

（ 食品安全委員会 ）

寺田委員長、寺尾委員長代理、小泉委員、坂本委員、見上委員

（ 事務局 ）

梅津事務局長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5 . 配 布 資 料

資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 16 年 5 月 27 日食品
安全委員会決定）

- 資料 2 - 1 平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）
- 資料 2 - 2 平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）のポイント
- 資料 3 - 1 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補（案）について
- 資料 3 - 2 委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定）
- 資料 3 - 3 企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 3 - 4 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件選定の方法
- 資料 4 日米 B S E 協議に係る第 1 回専門家及び実務担当者会議の概要

6．議事内容

○富永座長 それでは時間がまいりましたので、ただいまから第 7 回企画専門調査会を開催いたします。

本日は、近藤信雄、渡邊秀一両専門委員が御欠席でございます、14 名の専門委員が御出席でございます。

また、食品安全委員会から担当委員である寺尾委員、坂本委員とともに、寺田委員長、小泉委員、見上委員も御出席いただいているほか、久野、服部両専門参考人にも御参加いただいております。

それでは、本日はまず、先日辞任されました羽生田俊専門委員に代わりまして、今回、新たに任命されました土屋隆専門委員が御出席でございますので、御挨拶、簡単な抱負などございましたら、お願いしたいと思います。よろしく。

○土屋専門委員 ただいま座長より御紹介にあずかりました、日本医師会常任理事の土屋でございます。

厚労省の食品に関する委員会、いろいろございますけれども、これらに出させていただきますが、この企画専門調査会は専門家のお集まりということで、一つ一つ勉強をさせていただくつもりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○富永座長 どうもありがとうございました。

続きまして、議事に入らせていただきますが、その前に事務局から資料の確認をお願いいたします。

○岩淵総務課長 それでは、お手元の資料を御覧ください。

まず、議事次第、座席表、専門委員名簿とございまして、その次に資料 1「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」。

資料 2 - 1 「平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」。

資料 2 - 2、1 枚紙のポイントというポンチ絵でございます。

資料 3 - 1、大判の資料でございます、「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補（案）について」。

資料 3 - 2 「委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」。

資料 3 - 3 「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」。

資料 3 - 4 「食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件選定の方法」。

資料 4 「日米 B S E 協議に係る第 1 回専門家及び実務担当者会議の概要」。

以上でございます。お手元、資料でございますでしょうか。

よろしくお願いします。

○富永座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「企画専門調査会（第 7 回会合）議事次第」というものがございますので、その一番下、「4．議事」を御覧ください。

（1）の議題は「平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について」でございます。

（2）の議題が「委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討について」でございます。

本日は多分、この議事の 2 番目に相当時間がかかると思いますので、できましたら議事の 1 の方、「平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について」、まず事務局から、簡単に御説明いただきますか。

○岩淵総務課長 それでは、お手元の資料 2 - 1 と、資料 2 - 2 をお出しいただきたいと思います。

資料 2 - 1 がこの運営状況の報告書案でございます。事前に専門委員のところにお送りいたしておりますので、本日は読み上げるのは省略いたしまして、この資料 2 - 2 と、本文を適宜参照いただきまして、要点のみ御説明させていただきたいと思います。

この資料 2 - 1 の方のページをめくっていただきますと、1 ページでございますが、ここは食品安全委員会の発足までの経緯が書いてございます。食品安全基本法の制定、そして食品安全委員会が昨年 7 月 1 日に発足した当日の委員の任命、あるいは第 1 回目の会合

についての記載がございます。

2 ページを見ていただきますと、食品安全委員会の委員の構成、そして事務局の体制についての資料が付いております。

3 ページを御覧いただきますと、発足からの平成 15 年度の食品安全委員会の取組についての記述でございます。

まず、「(1) 食品安全委員会の運営に係る体制の整備」ということで、スタートに当たりまして、さまざまな規定等の整備を行っております。特に、中立公正で透明性の高い運営の確保と、それからリスク管理機関との連携の強化等といった点から各種の規定を整備したわけでございます。

アにございますように、まず、発足初日に「食品安全委員会運営規程」を策定いたしました。

また、「食品安全委員会の公開について」という決定をいたしまして、委員会会合を原則公開ということにしております。また、議事録、資料等につきましても、特段理由がある場合を除いて公開ということであります。

更に、第 2 回会合で「食品安全委員会専門調査会運営規程」を設けまして、専門調査会の設置等が決まったわけであります。

また、この委員会で評価を行う対象には、企業からの審査申請などに基づいて各省から要請があるような性格のものがございます。そういった案件につきましては、利害関係を有する専門委員等の出席や議決への参加に制限を設けるということで、中立性、公正性を確保するために、「食品安全委員会における調査審議方法等について」というものも決定されておるわけでございます。

3 ページ下に参りまして、「イ 食品安全行政の円滑な推進のための規程の整備」ということですが、当企画専門調査会で御審議をいただきました基本的事項を本年 1 月に閣議決定をして、定めたわけでございます。

4 ページに参りまして、「ウ リスク管理機関との連携に関する規程の整備」ということで、食品安全委員会と厚生労働省、農林水産省及び環境省との間で相互の連携、政策調整について申合せを行いまして、また、担当部局長レベルの「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」が発足したわけでございます。

4 ページの下に参りますと、「② 専門調査会の設置」ということで、この運営規程に基づきまして 16 の専門調査会が発足しております。

資料の 5 ページに、その構成の一覧が付いておりますけれども、一番上の企画専門調査

会から始まりまして、全部で 16 の専門調査会が発足しています。

専門委員の任命の数は、実員で 171 名、そして延べですと、1 人の委員が複数の専門調査会に属していらっしゃるケースもございますので、214 名の方が専門委員に、この調査会での御審議をお願いしているということでございます。

6 ページに参りますと、それぞれの専門調査会の開催状況が書いてございます。

それから、6 ページの「リスクコミュニケーションの促進を図るための体制の整備」ということで、当初から意見交換会の開催等を行っているわけでございますけれども、リスクコミュニケーションを促進する一方で、さまざまな仕組みの構築ということに努めておりまして、ホームページの開設、それから「食の安全ダイヤル」の設置、更には食品安全モニターの依頼といったことで、体制を整備してきたわけでございます。6 ページ下、「(2) 食品安全委員会の計画的な運営」。ここも企画専門調査会で御審議いただいた内容に基づきまして、平成 16 年度の運営計画が定められております。

また、15 年度につきましては、これも当専門調査会で 15 年度の食品安全委員会の運営の在り方につきまして御意見をいただいているわけでございます。

ちょっと後ろの方の資料を見ていただきますと、33 ページを御覧いただきますと、昨年 10 月に、この専門調査会でまとめていただきました意見のさまざまな項目につきまして、その実施状況を自ら評価といいますか、事務局で整理をして〇〇を整理しております。

御覧いただきますと、すべて御紹介することはできませんけれども、基本的には頂戴した意見につきましては、そのとおり実施されているか、あるいは実施途上といいますか、そういうことで〇かというところで取り組んできているというふうに言えるのではないかと考えております。また、この点、何かございましたら御指摘いただければと思います。

本文に戻りまして、7 ページの(3)からが「食品健康影響評価の実施」ということで、以下、評価の具体的な内容につきましての総括的な記述をしております。

15 年度末までということで、9 か月の間に 278 品目の評価要請がございまして、この時点で 63 品目について評価結果を通知したということでございます。

また、安全性評価をするための基準や考え方を、必要な場合には危害要因ごとに作成するということで、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」について決定がされておるわけでございます。

8 ページを御覧いただきますと、「食品健康影響評価の流れ」という図が付いております。

一般的には、このような流れで評価の進みまして、まず関係省から評価の要請が委員会に参りますと、直近の食品安全委員会におきまして評価要請の案件を要請元から説明をしていただいています。

これを受けまして、各専門調査会に審議をお願いし、案件によって回数など異なるわけですが、取りまとめをしていただくと。

取りまとめがされますと、それに基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行っております。

そして、提出された意見・情報も検討いたした上で委員会で評価結果を決定し、各省に評価結果を通知するというプロセスを踏んで、これまで評価が進んできているわけでございます。

以下、8ページからは「① 添加物」、次のページに「② 農薬」、そして「③ 動物用医薬品」等、危害要因別に検討状況を整理して書いております。

大変話題になったところでは、「③ 動物用医薬品」の関連でございますけれども、10ページになりますが、鳥インフルエンザの国内での発生に際しまして、厚生労働省及び農林水産省から鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品に係る健康影響評価についてということで評価要請がございまして、これが3月25日に評価結果が出ているというようなこともございます。

また、その下にございますように飼料添加物、あるいは動物用医薬品として抗菌性物質を使用することにより選択された薬剤耐性菌が食品を介してヒトに伝播し、ヒトが当該薬剤耐性菌に起因する感染症を発生した場合に、抗菌剤による治療効果が減弱・喪失する可能性があるという問題につきまして、いわゆる薬剤耐性菌の問題でございますけれども、これは複数の専門調査会にまたがるということでワーキンググループを設置いたしまして、今、議論が進んでいるところでございます。

「④ 器具・容器包装」。ここでは、いわゆる再生PETの問題について評価が行われております。

「⑤ 化学物質・汚染物質」では、カドミウムにつきまして審議が進んでおります。

「⑥ 微生物・ウイルス」の専門調査会。ここでも、疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しについての評価などが行われております。

12ページは「⑦ プリオン」でございます。

プリオン専門調査会ではこれまで、まず伝達性海綿状脳症に関する牛の脊柱を含む食品等についての評価の要請がございまして、これについての評価が行われました。

また、次にはアルカリ処理をした液状の肉骨粉等の肥料利用に係る評価というものの要請があり、評価が行われております。

さらに、ＢＳＥ発生国からの牛受精卵の輸入についての評価の要請があり、評価が行われております。

それから、豚由来タンパク質等の飼料利用についての評価の要請がありまして、これは現在、進行中といたしますか、最終段階に来ておるところでございます。

このほか、昨年 12 月の米国でのＢＳＥの発生に際しまして、日米会合の状況につきまして逐次、速やかに報告を受けているほか、プリオン専門調査会を開催いたしまして、国際専門家も招聘して最新の海外の知見も検討をしている、審議しているというところがございます。

現在もプリオン専門調査会の場で、我が国のＢＳＥ問題全般についての議論というものが進行をしているところでございます。

「⑧ かび毒・自然毒等」の専門調査会につきましては、まずパツリンというかび毒につきましての評価要請がございまして、取りまとめが行われました。また、最近では、いわゆるコンフリーにつきまして評価が行われたところがございます。

14 ページ、「⑨ 遺伝子組換え食品等」。ここでは、先ほど申し上げました評価の考え方等が取りまとめられましたほか、個別の品目についての審議が行われております。

「⑩ 新開発食品」の専門調査会では、大変話題になりましたアマメシバについて、これは、短期間での評価が行われましたほか、特定保健用食品が多数の評価要請がございまして、逐次、評価が行われているところがございます。

また、16 ページ、「肥料・飼料等」の専門調査会。飼料添加物、普通肥料についての評価が行われております。

以上のようなことで評価が進んでいるわけでございます。

リスクコミュニケーション関係につきましては、まず、リスクコミュニケーションの現状と課題について、リスクコミュニケーション専門調査会の場で、昨年の暮れから今年の 4 月にかけて調査審議が行われまして、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）」というものが取りまとめられまして、近々、食品安全委員会の方で検討される予定になっております。

また、各地の意見交換会を発足以来、精力的に展開しておりまして、15 年度中に限りまして、全国各地で 38 回の意見交換会が実施されてきております。

そのほか、こういった意見交換会等ではリスク分析の紹介、あるいはＢＳＥとか、鳥イ

ンフルエンザといったテーマを取り上げた講演などが行われております。

また、消費者団体、関係団体等との懇談会を 14 回開催されております。

それから、地方公共団体との連携確保ということで、全国食品安全連絡会議が昨年 9 月に開催されております。

以上のリスクコミュニケーション関係の取組につきまして、18、19 ページに一覧表の形で掲載をしております。

20 ページに、先ほども申し上げましたが、470 名の食品安全モニターを依頼しているところでございますけれども、このモニターからのさまざまな御意見というものについて委員会会合に報告した上で、そのコメントをまとめて公表をしているところでございます。

また、食の安全性に関する意識調査を実施しておりまして、その一部をここに御紹介をさせていただきます。

さらには「食の安全ダイヤル」、15 年度中で 358 件、御意見や問い合わせなどがありました。

それから、「⑥ ホームページやパンフレット等を通じた広報活動」ということで、この委員会としての情報発信はホームページ、あるいは別のさまざまな形で Q & A とか、資料の整理などを通じまして行っているところでございます。

それから、今年の 3 月ですけれども、食品の安全性に関する専門用語につきまして、わかりやすく解説した用語集というものを作成して、これも公表してございます。

22 ページに参りますと、緊急事態の対処の在り方に関しまして 2 つの要綱等が定められております。

1 つは、22 ページの①の部分ですけれども、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」ということで、食品安全委員会だけでなく、厚生労働省、農林水産省、環境省との合意に基づきまして、この関係府省一体としての緊急時の対応ということで基本要綱を策定しております。この中では、情報連絡体制の整備、緊急対策本部の設置、情報収集・提供などにつきましてまとめておるわけでございます。

また、食品安全委員会としては、更に「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」というものをつくって、この委員会としての対応についても指針をまとめておるわけでございます。緊急事態等の連絡、対応策の決定、情報の収集・提供といったことが盛り込まれております。

24 ページに参りますと、「食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用」ということで、食品安全委員会では安全性の確保に関する情報につきまして、関係機関、海外

の行政機関等も含めまして、情報収集・整理・分析を行うとともに、これを関係行政機関に対して定期的に提供をしております。また、海外に職員を派遣して情報交換を行ったほか、関係会議への出席等を通じまして、最新の科学的知見の収集・分析を行っております。

また、次にございますけれども、そういった情報につきましては関係府省と情報交換、情報共有を推進する。それから、海外の関係機関とも相互にコンタクトポイントというものを設定して情報交換を行い得る体制の整備ということに努めてございます。

24 ページの下からは、今年度から取組を進めております食品安全総合情報システムというデータベースの整備について書いてございます。

27 ページ、(7) の部分「食品の安全性の確保に関する調査」に関しまして、カテゴリーは5つでございますけれども、まず「① 食品安全情報の収集・整理・解析に関する調査」と、それから、②で評価に必要なデータの収集調査。

③ではリスク管理の実施状況の把握ということで、「食品安全実態モニタリング調査」。

④は「食品健康影響評価における危害の解析に関する調査」。

そして⑤が「リスクコミュニケーションに関する調査」ということで、5つの分野につきまして調査を実施しているところでございます。

28 ページにございますように、「3 平成 15 年度の運営状況の総括」ということでございますけれども、発足以来の 15 年度、9 か月間で各種規程の整備、専門調査会の設置等の体制の整備が一段落するとともに、並行して評価、リスクコミュニケーション等の取組が着実に実施されたのではないかと考えております。

16 年度に積み残された課題としては、食品健康影響評価については厚生労働省、農林水産省から要請された案件の処理に追われて、15 年度中には自らの判断により評価を行うべき対象の点検・検討に着手できなかった。あるいは、多数の評価要請がございまして、未処理のものがございますので、必要に応じ評価指針を策定した上で早急に評価を行う必要があることが挙げられると思います。

以上を踏まえまして、先般、運営計画に盛り込んでいただきましたとおり、「① 計画的な運営」、「② 運営の透明性の確保」、「③ 主体的な取組の更なる推進」、「④ 食品安全委員会に対する国民の認識の向上」、「⑤ リスク分析手法の考え方の国民への浸透・定着」、これらを重点課題としまして、食品安全委員会に求められる役割、責任を十分果たすように努めていくというわけでございます。

以下は、トピックスとして米国 B S E の発生に対する委員会の対応とか、鳥インフルエンザに関する委員会の対応、そして運営の在り方としての御意見の実施状況、それから評

価につきまして、評価の案件の処理状況についての資料を付けているということでございます。

ちょっと長くなってしまいまして申し訳ございません。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○富永座長 ありがとうございます。大変膨大な報告書を、極めて短時間に御説明いただきました。

それでは、ただいま事務局から御報告いただきました「平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」につきまして、御説明の内容、あるいは記載事項につきまして、何か御意見、あるいは御質問ございましたら、遠慮なくしてください。よろしくお願いします。

○内田専門委員 20 ページですけれども、食品安全モニターのアンケート調査の結果というのは私もあちこちでよく見ました。

食品安全モニターというのは、かなり応募要件が厳しくて、選りすぐられた方だと思っています。

モニターの活用そのものは大変いいことですが、モニターイコールすべて消費者の意見ではないと思いますので、例えば先週『厚生労働白書』が発表されまして、そこには食品安全モニターと国政モニターのアンケート結果が並行して並べて比較してあったんですが、食に対する不安は一人一人の関心や知識によっても違うと思いますので、今後は会議とか交換会でも是非、データの比較なども取り入れていただきたいという要望が 1 件。

もう一つですけれども、表の一番最後のところで、「食品安全委員会は、収集した情報に基づき、食品の安全性の確保に関する重要な事項について」というところですが、これは安全基本法の 23 条のものだと思うんですが、今まで評価したものが 63 件。これから評価するであろうというものを合わせると、きっと膨大な数になると思いますので、基本法の 25 条にある各関係団体の調査の委託とか、26 条にある民間団体の調査の委託とか、ほかの機関の協力もどんどん取り入れて運営していくという形が望ましいと思いますので、もしそういったことも取り入れていただければ、お願いいたします。

以上です。

○富永座長 ありがとうございます。ただいま、内田専門委員から 2 点についての御要望がありました。

まず、20 ページの食品安全モニターの活動。食品安全モニターだけではなく、もっと広く意見を吸い上げて、両意見の比較などを行うべきであるというのが 1 点。

それから、最後の 39 ページの表 3 に示されておりますように、食品健康影響評価に要請

された案件が大変たくさんございますし、まだ、これからたくさん増えてくると思いますので、関係機関、民間からの協力を得て、早くきちんと評価すべきではなかろうかという御要望ですが、何か事務局からコメントありますか。

○藤本勧告広報課長 第1点目の方でございますけれども、御指摘のとおり、引き続き行っていきたいと思っております。

先ほどの御指摘で、国政モニターというお話がございましたけれども、まさしく食品安全モニターと、いわゆるもう少し一般の人との比較をするために、実は委員会の方で国政モニターという幅広い人たちを使って調査をしたもので、その比較分析をしたものをホームページ等で公開しているものが白書で活用されたということでございます。

また、食品安全モニターの中も幅広くて、食品安全関係の研究職の経験をお持ちの方などがいる一方、いわゆる一般の主婦の栄養士といえますか、そういう資格をお持ちですけれども、働くような機会もないまま、そのまま主婦になられたような方など、幅広い方がいらっしやいまして、そういう職務経験区分の4分類で比較しながら分析するような心がけもしております。

いずれにしても、御指摘を踏まえて、また引き続き幅広い観点から注意深く見ていくようにしていきたいと思っております。

○富永座長 それでは、第2点目。

○村上評価課長 御指摘の第2点目でございますけれども、確かに39ページに掲げられておりますように、専門調査会に食品安全委員会より付託されている案件というのは非常に多うございます。

各省より評価依頼の案件が多いということでありまして、しかしながら、これらの項目についての評価というのは食品安全委員会として最終的には判断をしなくてはならないものでありまして、いかに多くてもやらなくてはならないということであろうかと思っております。

ただし、それぞれの案件について、例えば資料の収集とか、あるいは、その基礎となるデータの整理のようなことについては必要に応じて調査委託をして、外部の調査機関に依頼するなど効率化を図って、できるだけ早く食品健康影響評価の結論を出していただけるように事務局としては努力していきたいというふうに考えております。

○富永座長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問。どうぞ。

○門傳専門委員 2点ほどお願いします。

1 ページ目、ちょっと言葉の問題ですけれども、最初の「(1) 食品安全基本法の制定」の真ん中ちょっと下のところです。「消費者の健康保護を最優先に」とあるんですけれども、ここは消費者ではなくて、「国民の健康の保護を最優先に」だと思うので、次の(2)のところでそう書いていますので、これは何かの文章を引っ張ってきたのか何かわからないんですけれども、これは多分、消費者ではなくて国民だろうと思うので、ここをまず考えていただきたい1点目と、33 ページの、先ほども説明の中にありましたけれども、実施状況の〇・×はないというあれですけれども、ここはいわゆる自己採点の部分だと思うんですけれども、ここはもう少し、座長とか、そういった方がまさに公正中立に評価した方がいいのではないかと。自己採点だと甘くなったり、逆に辛くなったりするかもしれませんので、それはある意味では事務局の方でつけさせるのは気の毒だと思いますので、その辺、だれが担うのか。でないと、せっかく、これを設置した機関でありながら、その評価を自前でやってしまうというのは何か違和感が若干あるんですけれども、いかがなものでしょうか。

○富永座長 それでは、一番最後の点について、座長の方からちょっとコメントを。

私も、この33 ページからの膨大な表は大変有意義だと思っております。

これは事務局案で実施したか、実施しているかという事実を記載してしまして、それほど評価になっていないんです。評価を事務局がやりますと自己評価で、ちょっと客観的でないかもしれませんが、この表はどちらかというと、私はチェックリストだと思っておりますので、これはこれでよろしいかと思います。これは役に立つと思います。

どうぞ、ほかに。事務局から。

○岩渕総務課長 1 ページの法律成立までの背景のところ、当時、こういう説明で法案が準備されていたということですので、でき上がった食品安全基本法の条文ですと、国民の健康の保護が最も重要であるという、表現になっていることは、御指摘のとおりでございます。

○富永座長 ほかに御質問、あるいは御意見。

○海津専門委員 28 ページにあります平成16年度の食品安全委員会運営計画において、今後の5つの大きなポイントが示されているんですけれども、私自身がこういうポイントだけを書いた運営方針の策定という書き方に慣れていないせいもあるかと思うんですが、それでは具体的に、例えば計画的な運営のためには何をするつもりなのかとか、それから、透明性の確保。それでは、透明性の確保のためにはどうする。今も十分にできていると思うんですけれども、これ以上に今後、どういうふうな対策を取っていきたいと思ってい

るのかという具体的にアクションとか、そういうものが何かあればもっとわかりやすいし、実際、それに向かってやっていけるのかなと思うんですけども、そういう書き方というのはしないのでしょうか。

○富永座長 確かにおっしゃるとおりで、これも項目立てがしてあるだけで、具体的にはわかりにくいかもしれませんが、事務局の方、いかがでございましょうか。

○岩淵総務課長 これは今年の4月1日に、この食品安全委員会で決定いたしました平成16年度の食品安全委員会運営計画というものがございしますので、これは企画専門調査会の場でも案の段階で御審議いただきましたけれども、具体的にはこれに基づいて実施していくということだと思います。

この計画の中で、冒頭に①から⑤まで掲げてある重点事項、書いてございましたので、その部分だけここに抜いてきたような形になっています。

ですから、例えば、この運営計画も参考にさせていただけるような形で情報提供をしていけば、そういったことも理解していただけるのかなというふうに思います。

○富永座長 よろしいですか。まだ納得できないですか。

○海津専門委員 いや、そういうわけではないです。

そういうのでありましたら、参考資料としてこういうのがありますというのが一言あれば、もう少しわかりやすいかなというふうには思うんですけども。

○富永座長 それと、参考資料を見なくても、ここを見ればわかるというのがほんの1～2行追加してもらえればいいのではないですか。そういう意味で、今、おっしゃったんでしょう。

○海津専門委員 そうです。本当のところはそうなんですけれども。

○富永座長 また、この点につきましては事務局で御検討いただきたいと思います。

ほかに。どうぞ。

○伊藤専門委員 リスクコミュニケーションの関連のところ、直近の事例として幾つか、厚生労働省、あるいは農林水産省で発表される内容に対して末端のお客様からどういう反応をいただくかという部分で、発表の仕方や、その内容の豊富さの部分について参考にいただければと思う事例が3つほどあります。

1つは、先日のアカネ色素の問題ですけれども、お客様からすぐ反応がありまして、赤色何号という表示があるけれども、これは大丈夫なのかというような、要は関連のところにすぐ及んでしまうという部分が1つあります。

2つ目が、アメリカ産のアーモンドの生アーモンドの件で、サルモネラ汚染ということ

で発表があったわけですがけれども、加熱すれば問題はないということがあるわけですがけれども、何名かのお客様から、勘違いされたんでしょうけれども、アメリカ産のアーモンドは全部だめなんだろうというような問い合わせが何件か入りました。

3つ目ですがけれども、先週の韓国の餃子の大騒ぎのときに、これも結局、関連になってしまうわけですがけれども、韓国産のキムチは大丈夫なのかというふうにすぐ広がっていきますので、できるだけ情報を提供していきたいというふうに考えていますので、発表される内容について、ある程度及ぶところまで想定された形で対応されると非常にありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○富永座長 おっしゃるとおり、アカネにつきましては赤色の色素であり、発がん性が強いのでありまして、私自身もほかの赤色の何号というのがどうかなと思ったぐらいですから、やはりその点、配慮しないといけませんね。

アーモンド、それから韓国産の餃子もございますけれども、これは発表について、ほかにも波及する可能性があるので、きちんと配慮してほしい、慎重にやってほしいということ。

○伊藤専門委員 一つひとつの事例を生かしていただければ、発表の仕方が更にスマートな形になってくるのではないかなというふうに考えております。

○富永座長 これは要望として、よろしいですね。

○伊藤専門委員 はい。

○富永座長 ほかにどうぞ、御質問、あるいは御要望ございましたら。

どうぞ、服部専門参考人。

○服部専門参考人 一番最初の内田委員の発言にもよるんですが、例えば農薬等々も今後、約五百ぐらいの農薬を評価しなければいけないという状況になっているんです。

食品安全委員会が最終的に評価しなければいけないということはわかるんですが、諸外国でも評価されているということで、他とのミューチュアル・アクセプタンス等々も考えながら進めないと、これは到底、今の状況では評価が全部、必要な時期に完了しないという状況がありますので、その辺も少し御配慮をいただければと思うんです。

○富永座長 要望ですね。事務局より何かございましたら、どうぞ。

○村上評価課長 まだ来ておりませんが、いずれにしろ、農薬についてはポジティブリスト化をするという、食品衛生法の改正の施行の時期が迫っておりますので、今、おっしゃられましたように、たくさんの品目について評価をしなくてはならないというのはそのとおりでございます。

その際に、外国で既に評価が終わってレポートが出ているようなものについては、そのレポートを参考にして、現時点でそれで間違いないかどうかということを専門の先生方に御判断をいただくというような形になろうかと思しますので、外国で行われた評価の結果は全部無視して、一から始めるというようなことはないだろうというふうに思っております。

○富永座長　ありがとうございます。ほかに。

○門傳専門委員　非常にアバウトな質問ですけれども、今のと関連するんですけれども、39 ページ、最後の資料を見ると、結局 278 の評価の要請があって、処理中というのは 150 あるわけですね。

例えば、重大な評価が遅れて重大な影響が出たということは多分、まだないからいいんだと思うんですが、1 年経って実際、今のスタッフなり、体制なり、予算なりでどうなのかというのが非常に、ちょっと雑な質問ですけれども、増やせばいいというものではないんだと思うんですけれども、率直なところ、どんな感じなんですか。

○富永座長　事務局、いかがでございましょうか。

○岩淵総務課長　発足直後に一度に大量に評価の要請いただいたということもございまして、一時的にたまっているという面もございします。

事務局の方も、それから、調査審議をお願いしております委員会、そして専門調査会の方も大変、今、熱心に取り組んでいただいて、かなり忙しいのは事実でございしますけれども、そういった体制について、もう少し時機を見ないとわからない面がございまして、もうちょっと様子を見て最善の努力をしたいと考えております。

○富永座長　37、38 ページの食品健康影響評価を要請された案件の処理状況を見ますと、結構早く、処理しているようですね。

それでも、まだ、39 ページの表 3 から見ますと、これは最低限でありまして、これからますます増えてくるくらいがございしますので、相当処理を効率的にやらなければ遅れてしまうと思います。

後ほど、第 2 の議題にも関連するわけですが、たくさんの項目がまな板に上がった場合、どれから手をつけるかという重要性、プライオリティーをきちっと設定をして、やらざるを得なくなると思います。

この第 1 の議題につきまして、ほかにまだ御意見、あるいは御質問ございますか。

それでは、第 2 の議題に時間がかかると思しますので、第 1 の議題につきましては、これで終了させていただきます。

特に 2、3 修文的なことは後ほど事務局でもう一度チェックをしていただかないといけませんと思いますし、その上で私に見させていただきまして、これでよしと思えばそれで、この「平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」として認めたいと思うのですが、そういう手続でよろしゅうございますか。

それでは、そういうことでお願いします。

その次の議題でございますけれども、「(2) 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討について」。これは今日の重要な議題でございます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○岩淵総務課長 具体的に、この候補の案は資料 3 - 1 の大判の資料にあるわけでございますけれども、こういった形で調査審議をしていただくかという段取りといえますか、それをまず御説明をしたいと思います。

資料 3 - 4 という横長の紙がありますので、これを御覧いただきたいと存じます。

「食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件選定の方法」でございますけれども、まず、本日の企画専門調査会の前に委員会の方で 2 つ決定をしていただいております。1 つは 5 月 27 日でございましたけれども、評価対象候補に関しまして、本日この場で議論をいただきたいものの資料を事務局で作成しなさいという指示をいただいております。この指示が資料 3 - 2 に書いてあるものでございます。

内容としましては「1. 国内外の関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報であって、以下のいずれかに該当するもの」ということですが、評価が行われていないか、あるいは評価が行われているけれども、評価を行った際には得られなかった知見に基づいて海外で再評価をやられたり、あるいは規格・基準等を変更したものであるものを、まずリストアップする。

ただし書きでございますけれども、リスク管理機関において既に所要の措置が講じられているため、明らかに健康への悪影響を想定しない場合は除外する。

第 2 のカテゴリーが「食の安全ダイヤル」、食品安全モニター報告等の情報ということで、これらの中から、この(1)から(3)に該当するものをリストアップして、ただし、注にあるものは除く。

第 3 のカテゴリーが、委員会への要望書等の情報。これは要望・意見等であって、この(1)から(3)に該当するもので、ただし書きを除くといった形で資料をつくりなさいという指示をいただいております。

これに基づいてつくった資料が、今日お配りした大判の資料でございます。

それから、2つ目の委員会の決定は資料3-3であります。「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」につきまして書いたものでございます。

「次の3つのいずれかに該当するもののなかから食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを候補として食品安全委員会に報告する」。この作業をお願いしたいということでございます。

①が「国民の健康への影響が大きいと考えられるもの」。この中には「現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれのあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものを含む」ということでございます。

②は「危害要因等の把握の必要性が高いもの」でございます、「健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因等の把握の必要性が高いもの」。

③は「評価ニーズが特に高いと判断されるもの」。「国民の健康への影響が想定される危害要因であって、「食の安全ダイヤル」などに寄せられた情報のうち国民の評価ニーズが特に高いと判断されるもの」。

こういった①から③に該当するものというのを候補としてお考えいただきまして、ただ、注にございますけれども、委員会での食品健康影響評価、あるいはリスク管理機関の対応が適切に行われているものは除くということでございます。

この①から③に該当するものの中から、この企画専門調査会として優先度が高いとお考えになるものを候補としておまとめいただきたいということでございます。

そういうことで、資料3-4を見ていただきますと、本日の審議のところの真ん中に、今の選考の考え方の資料を付けております。

それから、本日の審議に際しまして、事前にそれぞれの専門委員から必要だと考えられる候補を挙げていただきたいということをお願いいたしまして、それも本日の資料に含めて提出しているわけでございます。

本日、調査審議いただきまして、この候補を選定していただきますと、7月に入ってからということになると思いますけれども、これが食品安全委員会で審議をされまして、最終的に委員会として自ら評価を行う対象を決定する。その際には、食品安全委員会の委員の方からもこれをやるべきだという御意見があれば、それも含めて審議して決定していただくという段取りになります。

選定の流れでございますけれども、以上でございます。

○富永座長　ありがとうございました。

横長の資料 3 - 1 には、40 項目が挙げられておりまして、これについてすべて同時にやることはできませんから、やはり少し絞り込んだ上で、特に重要なものから手をつけざるを得ないと思いますが、事務局の方では今年度、大体どれぐらい取り上げることを考えておられますか。

○岩淵総務課長 今日、ここに挙がっているのはちょうど 40 項目でございます。それで、今後、この委員会で最終的に対象を決定するわけですが、選ばなかったものについても、科学的な情報をわかりやすい形で整理をすとか、あるいは更に情報収集を進めていくというような、いろいろな対応が考えられると思います。

そうすると、最終的に自らそういうものを除いて評価を行う対象の数、幾つかということですが、それは勿論、委員会が最終的に決定することでございますけれども、今、申し上げましたような対応とか、あるいは評価に必要な資料の収集、作成とか、その作業量。それから、先ほども話に出ておりました、既に抱えているさまざまな評価案件との関係を考慮いたしますと、年間数件程度ではないかというふうに考えております。

○富永座長 わかりました。

ただいま事務局からのお答えで、一応、40 項目挙がっているけれども、年間数件ぐらいとのことでございますから、とりあえず優先的に手をつけるもの、つまり評価を行う、あるいはファクトシートを作成するものを、数件ですから 1 桁、5 ～ 6 件から 7 ～ 8 件ぐらいの間、選べればいいのではないかと思います。

40 項目でございますけれども、幾つかのグループ分けがございまして、1 ページから次のページの 9 番までは感染症関係でございますね。

10 番から 18 番まで。これは化学物質、あるいは自然毒などに関するものです。

19 番から 29 番。これは「食の安全ダイヤル」、あるいは食品安全モニターから寄せられたものです。

残りの 30 番から 40 番。これは専門委員からの情報、要望書等々から寄せられたものがございます。

ですから、4 つのグループに分かれますので、それぞれのグループから 1 つ、2 つぐらい選定すればいいのではないかと思いますけれども、具体的な採択に入る前に、この 40 項目をとりあえず数件、1 桁以内ぐらいに今回絞り込むということについて、いかがでしょうか。

○山本専門委員 いわゆる、この場合の健康被害ですが、ハザードの大きさやリスクの大きさ。ハザードは大きいけれども、発生するリスクは非常に小さいということもあ

るでしょうし、逆もあるんだと思うんです。

先ほども、今後たくさん、今、健康影響評価の依頼が来ているというお話がありまして、それをどうするかということも絡むんだと思うんですけれども、ハザードの大きさとリスクの大きさのかけ合わせみたいな、何かもう一つ、国民の経済的な、社会的な影響の大きさみたいなことを評価指標の中に入れて、優先順位を付けていくというようなことはお考えになっておられないか、あるいはそういうことがなかなか難しいのか。その辺、ちょっと何かありましたら、お聞かせいただければありがたいんですけれども。

○富永座長 これは資料３－３から見てもらって、それは指示されているわけです。ですから、問題の広がり大きさ、それから深刻さ、両方考慮して、勿論、広くて深刻なのが一番プライオリティー高いんですけれども、そのどちらか満たしているものがございますから、それはそれなりの基準で選んでいかないといけないでしょうね。

○山本専門委員 その辺の基準が、最初にある程度考慮しろということをつくっていかないと、そこら辺の基準の考え方がさまざまあり過ぎると絞り込みがちょっと難しいのかなと思うんです。

○富永座長 それから、既に評価されつつあるもの、情報がたくさんあるものよりもほとんど情報がないもの、こういったものを重視しないといけないですね。

何か事務局の方から、山本専門委員の御指摘に対するお答えなどございましょうか。

○岩淵総務課長 国民の健康への影響が大きいと考えられるものということで一口に書いておりますけれども、勿論おっしゃいますように、例えば健康への影響でもどういう健康への症状が出るか。下痢をすとか、場合によっては命に関わるとか、そういった個別の被害の程度の大小もありますし、それから数です。どれぐらいの方々が実際にそういった健康への影響を被ることになるのかといったことも重要だと思います。

更には、そういったことによってどういう経済的、社会的影響があるかということも勘案するというお話があったわけなんですけれども、その辺、確かにおっしゃったような、そういったことを定量的に示すことができれば参考になるとは思うんですけれども、正直申し上げまして、なかなかそれは難しいところでございまして、そういったことも考え合わせながら、まさにこの専門調査会での御判断をしていただければありがたいということでございます。

○富永座長 どうもコンピューターのプログラムできちっと計算をするというわけにはいかないようですね。この委員会の良識に基づいてプライオリティーを設定するよりしょうがないですね。

一般的なことはよろしいでしょうか。

それでは、今日、とりあえず 40 件のうちから数件、ないし多くても 1 けた以内ぐらいを選定するというところでよろしゅうございますか。

それでは、これは 40 項目ですけれども、ただいま御説明しましたように幾つかのグループに分かれておりますので、とりあえず 1 番から 9 番までの微生物・感染症関係、この 9 課題から 1 つ、ないし 2 つぐらい選んではどうかと思いますが、まず御専門の渡邊治雄専門委員、何か御意見ございますでしょうか。

○渡邊（治）専門委員 まずデータの確認なんですけれども、2 番の腸管出血性大腸菌、患者数が 184 と。これは多分、食品衛生法に基づいて報告されている数だと思うんです。

実際、感染症法に基づいて報告される数は多分 3,000 人近くあるんで、これはちょっと誤解を呼ぶ可能性があるんで、なぜそういう形になるかということ、腸管出血性大腸菌の場合には食品由来であると同定できるものが非常に少ないと。

1 つは潜伏期が長いために、気がついたときには食品であるということはなかなか同定できていないというものがあるので、ちょっとこの数は、これが表に出てしまうとあまり大したこともないのではないかというイメージで多分とらえられてしまうので、これは感染症法に基づいた場合には患者数が幾らであるという書き方を、参考として下に書いていただいた方が正しいと思うんです。

あと、食中毒の場合には今、日本の報告基準だと、医者が見て食品が原因であると考えられる場合に報告するというシステムになっていますので、ここに出ている数が実数を表しているとは限らない。ほかの報告もみんな同じような、似たりよったりのところが勿論あるんですけれども、特に報告形態がこうなので、実際も例えばアクティブ・サーベイランス、ある特定の領域を指定して、その中に患者がどのぐらいあるかということを精密に調べたようなデータではないので、そういう意味では実数との関係がなかなか把握できないという問題点は確かにあると。そこをちょっと頭に入れながら考える必要はあると思います。

その上で、リスクと健康被害の大きさから考えると、やはり子ども、または老人に HS を起こして死亡させてしまうということを考えれば、この中では腸管出血性大腸菌が一番リスクが高いし、あと、国民からの要求も多分大きいのではないかというふうに今、思います。

あとはサルモネラ感染で、これは特に子どもとか老人の場合にこれにかかった場合には、やはり敗血症、または菌血症を起こして死亡するということがあり得るので、これもそう

という意味での健康被害、健康に及ぼすリスクは大きいと思います。

あと、数としてはカンピロバクター、腸炎ビブリオというのは、特に腸炎ビブリオは日本では生の魚介類を食べるということで、数としては非常に多く出る傾向にあるわけですが、これによって死亡するというケース、本当に死亡ということで見えていいかどうかは一つの問題かもしれませんが、死亡に至るまでの健康被害が起きるかどうかということを考えた場合には、先ほど言った優先順位では腸管出血性大腸菌、サルモネラ、あとはボツリヌスは日本で現在、患者の数は非常に少ないので、これにかかった場合に重篤になるという点では大きな問題ですけれども、数としてはそれほど多くないということで、挙げるとすると２番と４番。

あと１番でリステリア。これは、日本では数はそんなに多くないんですけれども、場合によっては髄膜炎を起こし得るということで問題となる菌であります。

ただ、一番大きな原因になるのが生のチーズでありまして、日本はあまり生のチーズをそれほど食べないと。いわゆるプロセスチーズを食べているということで、西洋とか何かに比べると被害の状況は少ないんですけれども、将来、そういう生ものの乳製品というものが出回ってくると、そういうものを食べるような嗜好がだんだん国民の間に大きくなってくると、リステリア感染というのは将来的には問題になってくる可能性はあるかなと思います。

あと、今、９番のＱ熱が、ある事件というか、ある検査機関を介してちょっと問題となっていると。社会的問題を提供させているという点においてはちょっと問題かもしれません。

以上です。

○富永座長　いろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございました。

ちょっと前後するかもわかりませんが、事務局、杉浦課長さんの方から何か補足的なコメント、御説明などございますか。特に１番から９番までの食中毒関係です。

○杉浦情報・緊急時対応課長　今、渡邊委員の方からの確な御説明ございましたので、特に補足することはございませんけれども、この表に「分類」というところがございまして、この分類につきましては、先ほど資料３－２で総務課長の方から説明がありました盛り込むべき事項に沿って分類したものでありますけれども、１つ、４というのを追加しております。これは食品安全委員会専門委員から提案があったものということで後ろの方に出てきておりますけれども、追加してありますので、念頭に入れていただければというふうに考えております。

○富永座長 ありがとうございます。

とりあえず、1 から 9 までの食中毒・微生物関係のところについて議論したいと思いますが、ただいま渡邊治雄専門委員から御専門の立場から御指摘いただきましたが、ほかに御意見ございますか。

渡邊治雄専門委員からは、特に食中毒、発生患者数の多さなどから考慮して考えて、2 番の腸管出血性大腸菌、例の O157 などですね。大変大きな社会問題にもなりました。

これと、4 番のサルモネラ属菌。これも食中毒の原因として非常に普遍的に見られるものでございまして、患者の発生数も多い。

この 2 つのほかに、できれば 1 のリステリア。これはまだ発生数は少ないと思われるけれども、検討しておいたらどうかというものです。

それで、ここでは 1 のリステリアにつきましては「備考」の 2 つ目にファクトシートを公表予定となっておりますが、これは、このリステリアのことですが、これまでわかったことについて、多分わかりやすくまとめて公表するということでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 このリステリアと、2 の腸管出血性大腸菌につきましては、既にファクトシートということでホームページに掲載させていただいております。内容については、それぞれの食中毒等の原因となる細菌の概要と、それから適切な防止方法等についてパワーポイントのスライドを掲載させていただいております。

○富永座長 わかりました。そうすると、2 は大変重要な食中毒なんだけれども、かなり事実もわかっているし、評価も固まりつつあるので、それをファクトシートにして公表しているから、あえてここでは、それをもう一度まな板に上せるよりもほかのものを選んだ方がいいという考えになるのでしょうか。

どうぞ。

○伊藤専門委員 1 から 8、ノロウイルスまで、大変お恥ずかしい話ですけれども、私どもの企業、あるいは企業グループの中で、O157 についても、サルモネラについても、腸炎ビブリオについても、過去二十数年の間に集団発生してお客様に大変御迷惑をかけるという体験をさせていただいています。そういった意味では、この辺の中毒菌については、ある程度、都道府県の保健所等を通じて、あるいは社内でも最優先項目ということで、基本的な手洗いの問題ですとか、自主検便の実施ですとか、いろんな手は打っていますし、ある程度リスクは理解しているつもりでいますので、優先順位が高いかどうかの問題はあるんですけれども、この 3 ～ 4 年、どこかにステークホルダーになられる方がいらっしゃるんだと思うんですけれども、結論が出ないこの Q 熱について、非常にいろんな部分で

大変困っております。

これが本当に優先順位が高いかどうかは別です。実際に被害が出たということは聞いていませんし。だから、このことでいろんなところからいろんなお手紙をいただくとか、そのたびにいろいろ振り回されるとか、そういった状況がありますので、とにかくはっきりしていただきたいというふうに考えていますので、このQ熱を挙げていただければありがたいと思います。

○富永座長 わかりました。

○山本専門委員 それぞれの食中毒細菌というのは、ある意味ではどういうところに存在をし、どういう発病の仕方をすると。それで、危害防止はどうすればいいということは大体、今までののである程度わかっているんだと思います。

むしろわからないのはノロウイルスみたいなウイルス性の食中毒。これについては、なかなか知見もないですし、そもそもどんな食品がどういう状態であるのかと聞いたことがないので、むしろそういう観点からすると、今からリスク評価をし、ある程度取り組んでいただきたいという意味からすると、むしろノロウイルスなんかの方が良いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○富永座長 同じ意見です。

○伊藤専門委員 あえて言わせていただくと、ノロウイルスよりも更にQ熱の方がという。

といいますのは、ノロウイルスについてはいろいろな経験の中で生食用のカキが原因で、一応、その後は河川等を通じて糞便等から2次感染、3次感染の今、大きな問題になっているということで、一応きちんとした認識は持っております。

特に、このノロウイルスについては現状、各検査機関での料金が非常に高いということと、確実に検査できるところはまだほんの限られているというような情報を持っておりますので、その辺が課題かなというふうに思っております。

○富永座長 どうぞ。

○和田専門委員 どちらかという比較まではとても取れないんですけれども、今、お話にも出ましたQ熱は、どこかの週刊誌がぼっと出しますと、一般の方から非常に多くの電話をいただきます。そして、子どもに、特に小さい人に卵を食べさせて大丈夫でしょうかというような、ちょっと私どもがうかつにお返事できないような質問が、そしてそういう情報が何となく静かになりますとしばらく途絶えるんですけれども、またどこかがぼんとか情報が出たときに出てきまして、大変関心が高いということは間違いなく言えると思いますので、ここの「備考」のところにもいろいろな調査中、それから検討中ということにな

っておりますけれども、これができるだけ早く、最終の検討結果でなくても結構ですから、何かそういう発表をしていくのが一つの手かなという気もいたしますが、ちょっと状況だけ申し上げました。

○富永座長　ありがとうございます。

かなり頻繁に食中毒が発生しているけれども、ある程度わかっていることと、それから、それほど頻度は高くないけれども、まだ未知のもの。そういう2つに分かれていて、どちらかという、毎年、多数例発生するような食中毒よりも、まずは発生数は少ないんだけれどもわからないことがあるから、それに関する情報を早く集めて評価をするようにという御意見で、どちらかという後者の御意見が強いですね。実際、影響力、貢献度も後者の方が多分大きいと思います。

例えば、8番のノロウイルスは、患者数も平成15年だけで1万名を超えております。すごい数ですけども、よくわかっていることですね。それなりにきちんと対応すればかなり予防できるはずです。

ですから、むしろ、このQ熱などはどうかという御意見、あるいは1のリステリアもどうかという御意見などが浮かび上がってまいります、いかがでございますか。

○山本専門委員　この場合の健康評価ということをどこまでどういうことをやるのかということで、先ほどのようにファクトシートをつくり出すというレベルの仕事なのか、それとも、それを具体的にリスク評価という観点からすると、健康被害を何らかの形でもうちょっといろんなデータを集めて明確にしていく。そのどこまでやるのかということによって、若干とらえ方が違うのかなという気がするんですけども、そこはどう考えたらよろしいのでしょうか。

○富永座長　ファクトシートというのは、かなり事実がわかっていて、それを整理して、わかりやすく公表することを言うわけです。

ですから、まずは情報不足のものについては、中間報告的なファクトシートはできるでしょうけれども、最終的なファクトシートはできませんね。ですから、本当はファクトシートにいかないぐらいのものを選んだ方がいいかもしれないですね。

○山本専門委員　やはりわかっていないことをいかに安全委員会として調べて公開していくかということだと思うんです。

○富永座長　その考え方は、この食中毒・微生物だけではなくて化学物質等々、ほかにも当てはまることですね。

それでは、今日、40項目まで全部やらないといけないものですから、一応、1から9ま

での食中毒の原因菌となるウイルス、細菌等々、微生物の中で、どうでしょうか。今の考え方でいいますと、9番のQ熱、それを取りあえず選びまして、それから1番のリステリアも次点といいますか、候補として挙げておくというような感じでどうでしょうか。

ほかのものにつきましては、頻度が高いものはわかりやすくファクトシートを作成して、これも行政レベルで実施していくということになりましょうね。

それでは、また最後に調整いたしますので、とりあえず次のグループに移りたいと思います。

次のグループは10番から18番、3ページの一番最後までですね。このグループにつきまして、まず拾い上げ方式で、とりあえず重要性の高いものから、この項目というのでお示しいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ、服部専門参考人。

○服部専門参考人 1つ、逆の方向から訂正と、場合によっては削除を御提案したいと思っているんですが、10番について、事務局の方の事実誤認があるのではなかろうかというふうに思うんですが、背景は、この化合物、日本で開発された農薬ですけれども、平成7年に食品安全委員会の以前の組織、残留農薬安全性評価委員会で評価されて登録になっています。

その後、海外で開発を始めて、ここに「再評価」と書いてあるんですが、ヨーロッパで日本と同様に初めて登録認可になったということの発表なんです。

したがって、ここに書かれているように、発がん性の問題で再評価が起きたということではありませんので、これは恐らく事務局の事実誤認かなというふうに考えています。

参考に言えば、日本で提出されている安全性データと、ヨーロッパで出されている安全性データは全く同じデータが出されて同じ結論に至っていますので、これはこういう形で自ら再評価する必要はないというふうに考えます。

○富永座長 事務局、何かコメントございますか。よろしいですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 事実、十分確認せずに掲載いたしまして、大変失礼いたしました。

○富永座長 これは一応、削除の方ですね。

それでは、残りの11番から18番まで、これは削除、あるいは、これは是非取り上げたい、両方で結構でございますが、取り上げたい方を言っていただければありがたいですね。

○福土専門委員 私も専門家ではないので、細かいそれぞれについてはなかなか知識がないのですが、一般の消費者にとっての不安とか、評価してほしい、どうなんだろうという

疑問が高いのは、一つは 18 の成長促進剤としてのホルモン。これはかなり牛肉の問題、BSE の問題と絡んで話題になることが多くありまして、これなどはいろいろ欧米での評価も認可もばらばらのようですので、一度きちっと何かしておくのがよいのではないかと思います。

○富永座長 ありがとうございます。私、座長をしておりますけれども、だれも声が上がらなければ一委員として、これを取り上げたいと思っておりましたので、いい御発言でございました。

どうぞ。

○山本専門委員 もう一つ挙げていただくとすると、やはりトランス脂肪酸。これはコーデックスの中でもトランス脂肪酸を将来的には表記したらどうかというようなことも出ているような状況なので、これは脂肪酸の話をやり出すと非常に難しいんですけれども、これも今、恐らく全体的な影響の大きさからいうと、是非取り上げていただければと思います。

○富永座長 これも偶然ですけれども、私自身も、このグループではこの 2 つではないかと思っていた項目でございます。

ほかの項目で是非取り上げたいというのはございますか。

それでは、またございましたら、後ほど追加していただくとしまして、この農薬・化学物質グループなどからは 14 番のトランス脂肪酸、それから 18 番のプロゲステロン、あるいは安息香酸エストラジオール、成長ホルモン、女性ホルモンですね。この 2 つを取り上げたいと思います。

また、ほかに御希望ございましたら、後ほど、もう一度調整したいと思います。

それでは、次のグループは、19 番から 29 番まででございます。この中からどれか、先ほどのように是非、これを取り上げた方がいいという御意見、ございますか。どうぞ、御遠慮なく。

特にこれが挙がらなければ、パスしてしまうことになるかもしれません。ちょっとこうというのがどうであるということを御意見いただければ、幸いです。

私が最初に発言してはいけないんですけれども、28 番の「食品への放射線照射に関する健康影響評価 放射線照射」、これなどは非常に騒がれていますけれども、実際、私は、私自身、個人的な立場でございますけれども、これはそんなに危険なものではないということで、よくがんの講演をするときにも、これはほとんど心配なくていいからと実際に言ってしまうんです。でも、本当にそうかどうかはわかりませんし、大変、国民の

皆さん関心を持っておられるでしょうから、こういうのはきちんと評価した方がいいかもしれない。

ですから、私の意見を申しましたけれども、委員会として委員会がきちんと評価して、これは仮にシロだということになればそれは結構ですし、これはやはり危険だということになればそれなりの対応をしなければいけませんので、まな板に載せてもいいのではないかなと思うんですけれども、和田委員などいかがでございますか。いいですか。

○山本専門委員 産業界としては是非、それをお願いしたいんですけれども、残念ながら今の日本の核に対する拒絶反応、その現状をどうするかということの方が問題で、サイエンティフィックには放射線の照射殺菌はあるレベルまでは問題がないということはかなりはっきりしているんだと思うんです。

やはり、これはどちらかというリスクコミュニケーションの問題になるのかなと思いますけれども、取り上げていただくことは大変ありがたいと思います。

○富永座長 全般的に、この問題だけではなくて核に対する拒絶反応といいますか、放射線に対して非常に過敏に心配しておりますので、そういう点と、今回の照射というのは別問題なので、それを少しずつ、やはり事実はきちんと確認しておいた方がいいと思います。

ほかに項目、是非、これをというの、ございますか。

どうぞ、和田専門委員。

○和田専門委員 今の放射線照射については、日本人が非常に関心を持っていることは確かですので、そしてよその国が更にいろいろな照射を始めているとか、照射されたものが輸入されているのではないかなというようなことも大変、情報としてはたくさんいろんな情報が出ておりますので、これは改めてきちんと評価ということが必要だと思います。

○富永座長 私の提案、お墨付きをいただきまして、ありがとうございます。私も、これはまな板に載せた方がいいと思っておりますので、ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、御遠慮なく、何かありましたら。

この 26 番「魚類に含まれる有害物質に関する健康影響評価 マグロや赤魚の含有水銀」、メチル水銀ですね。これなどはいかがでございますでしょうか。いいですか。

特に、積極的にこれを推しているわけではないんですけれども、いろいろ関心をお持ちではないかなと思って言っているわけでございます。

それでは、全部終わりましたから、もう一度数を計算した上でどこかのグループに候補がたくさん集まっているかもわかりませんので、また戻りたいと思います。

とりあえず、このグループからは 28 番の食品への放射線照射を取り上げたいと思います。

それでは、次の 30 番から 40 番までのグループですね。これは企画専門調査会の専門委員などから、あるいはそのほかから寄せられた要望でございます。特に、30、31、32 につきましては、本企画専門調査会の委員から寄せられた御意見でございます。

30 から 40 までを通して、是非これはというの、ございますか。特に、専門委員として挙がっておりますが、これはここで固有名詞を出されてもいいと思いますので、要望された専門委員の方から、この理由の説明などお願いできたらと思いますが、いかがでございましょうか。山本専門委員ですね、どうぞ。

○山本専門委員 31 と 35 というのは基本的に同じ問題だと思うんです。

31 というのは私ども出させていただいたんですけれども、既に安全委員会の方でも全頭検査の意義等々について検討しますという話は過去に出ていたと思うんですけれども、やはり今、社会的・経済的な影響の非常に大きなことでございまして、先ほど申しましたようにハザードとリスクとどう取っていくかということですが、当面、この B S E が終息する方向に向かうのかどうか分かりませんが、やはりこの際、この件だけは是非取り上げていただけるといいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○富永座長 確かに、プリオンの専門調査会がございすけれども、B S E と、それからヒトが一番影響を受ける可能性のある変異型クロイツフェルト・ヤコブ症候群、これのために B S E 対策やっているわけですから、そういうふうなマクロの観点からの検討、統計的なものが入ると思いますけれども、これは重要かもしれません。皆さん、大変関心をお持ちであることは間違いないです。

和田専門委員、何かございますか。

○和田専門委員 それは、私も賛成です。

○富永座長 それでは、和田専門委員も賛成の意見でございますね。

○寺田委員長 実は、専門調査会でプリオンのことを全部、今、検討をやっているところなんです。それと、別にもしやるとしたら、どういう組織でこれを評価するのかよくわかりません。

例えば、バリエーションのことも、それから全頭検査だけではなくて、S R M の取り方とか、ものすごく今、慎重に検討をやっているところなんです。

だから、同じ食品安全委員会で、またプリオン専門調査会の専門家にこれをやってくれというのは、どう考えても話に合わないと思いますので、ちょっと不適當だと思います。

○富永座長 この 31 番の「備考」のところを読みますと、「意見」として、「B S E と V C J D の因果関係を明確にした上で国民に正しい情報を開示することが必要である。また、

全頭検査の有効性についても科学的視点に基づいた評価が必要である」。そう書いてあるけれども、実際にはこれ、動いているわけですね。

○寺田委員長 今、ものすごく広範囲にわたってやっています。それも大変な努力をして。

外国の方は、アメリカ等貿易に関する場合は、この食品安全委員会は国際的な貿易の問題なので、それは今のところ、やらないという立場なんです。要するに、この委員会ができるときにコストベネフィットと、それから国際問題に関しては、この委員会はやらないということです。

科学的な評価をやるということなので、その立場を今、守ってやっております。勿論いつ何どき管理機関である、交渉をしております厚生労働省、あるいは農林水産省から、こういう条件で再輸入するか評価をしてくれと、この方法でよろしいですかと、この内容に関して評価してくれということは来るかも知れません。その場合は勿論、評価をいたします。今はアメリカとの交渉に対してはオブザーバーとして入っているわけです。

日本全体、あるいはBSEの問題全体に関しての評価を今、専門調査会、ずっとやっていますから、そこでは当然、全頭検査だけではなくて飼料の問題とか、それからSRMのどれまで取っているのかとか、それからどれぐらいの幅のBSE発生のリスクがあるのかとか、vCJDはどのぐらいおきる可能性なのかとか、それは本当に慎重に、ただ比例計算だけではなくて、いろんな仮定を置いて最低限どれまで、最高どこまでというようなことをやっています。それ以上のことはちょっと、この専門調査会の中でもできないと思います。

○富永座長 どうぞ。

○伊藤専門委員 今の御意見のとおりではないかと思います。先週の金曜日に、たまたま時間がありまして、プリオン専門調査会にちょっとだけ出させていただきましたけれども、日本のそうそうたる先生方が慎重に議論されていますので、ここに挙げなくてもいいのではないかというふうに思います。

○富永座長 それでは、今の御意見も、これは現在進行中であるから、あえてここで屋上屋というような形で取り上げる必要はないという御意見でございますね。

それでは、これについては事務局もよろしいですね。

それでは、この31、35も現在、評価進行中であるから、これはあえて再度取り上げないということです。

ほかに、どうぞ。30から40までの項目では是非これはというのがございましたら、どうぞ、御推薦ください。

○和田専門委員 36 番のアルコール飲料の妊婦、これは結局、胎児への影響ですけれども、これを出したのは私どもの主婦連合会と、それからアルコール問題をやっておりますグループと一緒に提出しております。

これは、ここに書いてありますように、妊婦が飲酒をすることによりまして胎児性のアルコール症候群、F A S と言うんだそうですけれども、脳神経障害が発生するとの報告があると。

これは、避けるためには妊娠中にアルコール飲料を飲むことをやめればそれで効果があるわけで、アメリカではアルコール飲料にはっきりと、この真ん中の「危害要因に関し寄せられた情報等」というところにありますけれども、公衆衛生局長の勧告が出されて、すべてのアルコール飲料に「先天性障害の危険性があるため、妊娠中の女性はアルコール飲料を飲んではいけません」という警告表示がはっきり書かれております。

ちょうどたばこの警告表示と同じような意味ですけれども、日本でアメリカに輸出しておりますアルコール飲料には、当然のことですけれども、この警告表示が書かれていると。ところが、日本で売られているアルコール飲料には一切書かれていないというのが状況なわけです。

それで、私どもは妊娠中の飲酒によってF A Sという脳神経障害が発生するという情報がありますので、この点について申告をさせていただいております。

それから、ちょっと申し添えますと、一番右の「備考」の欄にありますように、ビールの酒造組合、それから、ほかのところもそういう動きが出ておりますけれども、本年6月以降に生産する製品には悪影響ということの自主表示というものに取りかかって、書かれたものが始まってはおりますけれども、アメリカで出されているような、飲んではいけませんというはっきりとした表示ではないわけです。

たばこの警告表示も、アメリカに比べますと日本はいささかぼやかしたような言い方をしておりますけれども、アルコール飲料についても同様な、どこか少し和らげたような表現のあれが出ておりますけれども、これは20代の女性の飲酒率というのが非常に増えておりますし、それから今、妊娠した方がいろんな意見寄せてくださったり、お尋ねがあるんですけれども、むしろ少しぐらいなら飲んでいいですよと言われて、どのくらいなら飲んでいいんでしょうかと。その量というのはないわけです。

飲酒を妊娠中、あるいは妊娠が想定される、予定されるような年代の人は飲まないということ以外にないわけで、このくらいなら大丈夫でしょうという量はないわけで、それを尋ねていらっしゃる方が非常に多いし、それから、お医者様からは禁酒は言われなかった、

少しならよく眠れるからいいですよとか、そういうようなことすら言われたというような情報も入っておりますので、是非お願いしたいと思います。

○富永座長 大変、いい御意見だと思います。妊婦の喫煙というのはよく知られておりまして、勿論、今度たばこの警告にしても強化されますし、一般によく知られていると思いますけれども、妊婦が飲酒した場合の耐性アルコール症候群、FAS。これはあまり知られておりませんで、私もここでこれを読んで初めて、アルコールの方もやらないといけないなと思ったぐらいでございますから、一般的に意識も非常に低くて、妊娠した女性でもお酒を飲んでいる人はたばこほどは意識をしていないと思います。だけれども、やはりきちんと事実を調べて、それなりの対応を取らないといけませんね。これは、あまり対策が行われていない典型的な例ではないでしょうか。いい候補ではないでしょうか。

それでは、これは36番の「アルコール飲料の妊婦（胎児）への健康影響評価 アルコール飲料」、是非きちんとした評価を行って、ファクトシートのような形で正確な情報を公表してほしいですね。

それでは、これを取り上げてよろしいですか。一応、候補にいたします。ほかに、40番まで通して、ございますか。

もしありませんようでしたら、もう一度、最終的に1から40、数合わせをしますので、振り返ってみたいと思います。

まず、第1のグループの1から9番までの食中毒の原因となるウイルス、あるいは菌につきましては、特に重要な項目として9番のQ熱。これは今まであまり取り組んでおりませんでしたので、これを是非、評価の対象にしたいという案が出ております。

それから、1番のリステリア。これも、我が国では症例数ほとんどないかもしれませんが、こういうのも事前にきちんとファクトシートをつくって公表した方がよろしいし、検討に値するという次点的な項目でございます。

それでは、一応9番を取り上げて、それから3ページの、次のグループからは14番のトランス脂肪酸と、18番の成長促進剤としての女性ホルモンの投与。これが3番目。

それから、4ページが、特に声が上がりませんで、5ページの28番、食品への放射線照射。

それから、次の6ページの「アルコール飲料の妊婦（胎児）への健康影響評価」。

以上でございますね。ですから5件で、1番のリステリアを加えて6件ということになりますね。

そうすると、最初、事務局から言われていました数件というのに合致するわけで、私、1

0 件以内と言ったのは多分、本日はもう収拾がつかないくらい、あれもこれもということで絞り込みに苦労して、何とか 10 件以内くらいに絞り込もうと思っていたのでそう申したんですけれども、数件ということでうまく収まりそうですね。更に、そんなに少ないんだったら、是非これもというのがございましたら、追加でよろしゅうございますから、挙げていただければ結構です。

どうぞ。

○見上委員 委員の見上ですけれども、一つはQ熱に関して、取り上げる、取り上げないはお任せしていいんですけれども、一つ事実を述べさせてください。

これは世界的に見て、卵とか、鳥から感染していた人が1人もいないんです。おまけに、国際的なジャーナル、または日本国内のジャーナルでもいいんですけれども、評価システム、レビューシステムがしっかりしているところに発表した論文がなし。おまけに、ここで訴えている、ここの真ん中のところに書いた危害状況、これはQ熱を検査する機関が言っているんです。

ですから、ジャーナルとかそういうのを見れば私もそこまで言わないんですけれども、それで世界的にもないし、非常に怪しげな問題なんです。その辺が十分、皆様、和田さんも、伊藤さんもおっしゃったのでよろしいと思います。

評価するのは、出すことは一向構わないと思う。その認識の下に是非考えてください。

以上です。

○富永座長 大変、有益な御示唆でございました。ありがとうございます。

それでは、伊藤専門委員。

○伊藤専門委員 そのとおりの認識を持っていますので、極めてうさん臭い問題であって、早くはっきりしてほしいというのが気持ちです。

○富永座長 ありがとうございます。ほかに。

どうぞ、武見専門委員。

○武見専門委員 選択については何もないんですけれども、例えばさっきの36番のアルコール飲料のことなんですけれども、事実関係をはっきりさせるということが問題なのか、あるいはわかったことをきちっと的確に消費者というか、国民に知らせる方が大事なのか。何かその辺の問題が、実は今の選考の中には若干混在しているような気がして、その辺を、どちらがより重要で、どこをやっていかなければいけないのかということも含めて、ファクトシートの出し方とかそういうことを検討していただければいいのではないかというふうに、ディスカッションを聞きながら思いました。

○富永座長 コメントありますか。いいですか。

これは多分、両方だと思うんです。まだ事実、情報も不十分だと思います。特に、妊婦の喫煙などに比べますと圧倒的に情報量は差があると思います。

それから、こういう事実が存在する、こういう病気、状態が存在することも間違いないと思いますので、それを妊娠中の喫煙と同じように飲酒というのを妊婦さんに指導なりしないといけないと思いますから、多分、両方ではないかと思うんですけれども、これを取り上げることはいいですか。

○武見専門委員 それは全然いいんですけれども、広報すべきという、むしろそちらの方が主なのかなと、先ほどちょっと伺ったものですから、その辺を。

○富永座長 私も不勉強なんですけれども、まだ情報網、多分、妊婦の喫煙ほどにはないという、はっきりしていないのではないかと思いますので、そちらをきちんと情報収集して、それらの見解、編集をした上で判断をすべきだと思うんです。

ほかに、どうぞ。

それでは、門傳専門委員。

○門傳専門委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、関連で15番にある植物毒に関連するかもしれないんですけれども、いわゆる木酢というのがありますね。あれが一体、どういう扱いになっているんですか。

あれも自称有機の人と、ちゃんとJASにのっとった有機をやっている人と、あと認証する団体によっていい、悪いと違いがあったりとか、でも、かなり広く出回っているものですね。それというのは実際、作業をする従事者にとっての影響がどうなのか。

また、野菜とか、果物とか、米とかいろいろ使われているんですけれども、その残留とか一体どうなっているのか。

私、ちょっと言おうか、言わないかで迷っていたんですけれども、影響が大き過ぎるのかなという気もしたんですけれども、ただ、いずれぶつかる問題だと思うんです。その辺、現状はどういうふうになっていますか。

○富永座長 事務局の方、お答えできますか。

○梅津事務局長 今、伺っている範囲では、農薬取締法が改正されて特定農薬というカテゴリーができて、いわゆる服部さんの世界ではない農薬、お酢ですとか、さまざまな農薬と同様の類似の機能を持つものがこれまで使われていて、この木酢液についてもそういう登録を要する特定農薬というカテゴリーで取り扱われる方向と聞いていますけれども、今の時点ではまだ農水省において登録がされていない段階と聞いています。

ですから、これも灰聞ですけれども、一言で木酢液といってもさまさまの製法とか、そういったことによって成分が違ふものですから、何か基準のようなものをつくらないといけないというようなことで今、農水省で検討されていると伺っています。

○富永座長　ありがとうございます。よろしいですか。

○門傳専門委員　その件、恐らくそもそも木酢とは何ぞやの議論から多分あると思うんです。ただ、非常な勢いで広まっているものですから、後でこれは、実はこういうまずいことがわかったとか云々となると非常に問題が出る可能性ありますので、もし取り上げていただければ早急にやっていただきたいというふうに思っております。

○富永座長　農水省の方でそういう検討が始まっているのであれば、食品安全委員会とのコミュニケーションを十分して、農水省の方からも、これは是非、安全性検討してほしいということになりましたら、まな板に上ってくると思いますけれども。

どうぞ、和田専門委員。

○和田専門委員　先ほど、Q熱について発言したんですけれども、確かにいろいろ出てくる情報というのは、これはどうなんだろうというような疑問を感じながら聞いてはおりますけれども、ただ、相当多くの人数の方から、子どもに卵を毎日食べさせているんだけれどもというような電話をいただきますと、やはり食品安全委員会で扱うのかどうかということは別として、今もアングラの情報というお話があったんですけれども、そういうものに食品安全委員会そのものがまともに取り扱う必要があるのかどうかということはありませんけれども、やはり何かどこかで、厚生省の方でやっていらっしゃるおつもりなのかもしれないんですけれども、結構そういう電話というのはなかなか後を絶たないんです。

ですから、それはどこでなさるかは別として、やはり消費者の方が聞いてわかりやすい、納得のできるような回答が得られるような形というものを是非お願いしておきたいと思えます。

○富永座長　御要望ですね。ですから、最終的には重要な情報を盛り込んだ、わかりやすいファクトシートができればいいということになりますね。

ほかに、1から40の項目を通じて、更に追加とかいう御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、一応、各委員の御意見をお聞きしまして、この40項目のうちの9番のQ熱、それから14番のトランス脂肪酸、18番のプロゲステロン、安息香酸エストラジオール、それから28番の放射線照射、それから36番の妊婦のアルコール飲料。この5項目。

それに加えて、1番のリステリアが入りますけれども、このリステリアにつきましては、

先ほどの５項目と同列に扱ってもよろしいし、きちんとした形でファクトシートをつくっていただいてもよろしいし、それは一応はまな板に載せまして、これも含める。それは簡単な評価で終わるかもしれないけれども、一応、これも取り上げていただくということで、６件になりますね。ちょうど事務局が標榜しておられた数件になりますので、この６課題でよろしゅうございますか。

とりあえず、今年度の評価検討項目として、先ほど申しましたリストERIAも加えた６件を選びたいと思います。今日は時間切れになるのではないかと考えていたんですけれども、各委員の御協力で大変的確な、いい判断ができて、私としては大変満足しております。

それで、本日の議事は、この６項目につきまして食品安全委員会の方へ、この企画専門調査会としてこれを選んだのでという形で報告をさせていただきます。

それが議事の２番目でございます、「（３）その他」、何か事務局の方、ございますか。

どうぞ、それでは追加。

○杉浦情報・緊急時対応課長 お手元に資料４といたしまして、「日米ＢＳＥ協議に係る第１回専門家及び実務担当者会議の概要」という資料をお配りさせていただいております。簡単に説明させていただきます。

これは、３月に日米ＢＳＥ局長級協議がございまして、その場で専門家及び実務者担当者会議を５月から毎月１回ずつ、７月まで開催することによって、技術的・科学的な議論をしようということで設置されたものでございます。その第１回目が５月１８日及び１９日に開催されました。

この会議におきましては、日米両国におけるＢＳＥ措置に関する説明、それから、これらの措置に関する技術的・専門的事項に関する意見交換が行われました。

出席者ですけれども、日本側からは小野寺先生、北本先生、品川先生、山内先生、この４人の専門家がそれぞれ厚労省、農水省の専門家ということで出席いたしました。

実務者ということで、外務省、厚労省、農水省の担当官が出席いたしました。

オブザーバーということで、当委員会から私が出席いたしました。

米側からは農務省及び保健・福祉省の担当官、それからコロラド州立大学の専門家が出席いたしました。

裏に、この専門家実務者会合の結果の概要が載っておるわけでございますけれども、幾つかの項目について議論が行われました。

まず「（１）ＢＳＥの定義・検査方法」ですけれども、ＢＳＥ検査につきましては、日

本では食肉の安全確保の観点、すなわちプリオンが蓄積した危険な牛を排除するという観点から行っているんだという主張をしました。

米国は、これはサーベイランスを目的として行っているという主張が出されました。

それから、日本で発生した8頭目のBSEにつきましては、これは感染性は現在マウスに接種して確認中なんですけれども、異常プリオンタンパク質の検出をもってBSEと診断したということを米側に詳細に説明いたしました。

それから、「(2) 特定危険部位(SRM)の定義と除去状況」ですけれども、日本では年齢を問わず、食用に供される牛についてはすべてSRMを除去しているのに対して、米国では昨年12月に発生して、1月以降30か月齢以上の牛を対象にして除去しているということで、その根拠等について議論をしたんですけれども、日本は科学的なデータが十分でないということで、年齢を問わずやっている米国においては、BSEの発生リスクが低いということで、30か月齢以上を対象にしているというような説明が双方から行われました。

「(3) サーベイランスのあり方」ですけれども、日本側からは、現在実施しているサーベイランスの状況。

米側からは、昨年まで実施されたサーベイランスと、それから、今年6月1日から実施された、強化されたサーベイランスの準備状況等について説明がありました。

更に、②にございますけれども、日本からは、リスク牛に焦点を当てた国際基準に基づいたサーベイランスを仮に行っていれば、BSEの確認は2頭にとどまるであろうというような説明を行いました。

それから、この会議の直前に、テキサス州で検査の対象となるべき牛が検査されなかったというような事例がございましたので、その点について指摘したところ、米側ではサーベイランスが目的であるので、その対象とならなかった分だけ別の牛で検査すれば十分なんだというような説明がございました。

「(4) 飼料規制(フィードバン)のあり方」ですけれども、これは日米双方からそれぞれの飼料規制の状況について説明を行いまして、米側からは特に、今回の発生を踏まえての強化策の検討状況について説明が行われました。

このほかに個体識別、それから、仮に国際基準に基づいてそれぞれの国を分類したらどのような評価になるのかといったような項目についても議論が行われました。

今後の会合の予定ですけれども、最初に申し上げましたように、7月まで毎月1回やるということで、今月は来週、米国で行われることになっております。場所は現地調査の関

係で、現地調査がしやすいところということで調整中でございます。

それから、第3回目の会合は7月21日から22日に東京で開催するというようなことになっております。

以上でございます。

○富永座長　ありがとうございました。

日米BSE協議の専門家及び実務担当者会議のこれまでの経緯、それから今後の会議のスケジュールなどについて御報告いただきました。

これまでのことについては質問のしようがないと思いますが、いずれ、この2回、3回目の会合、あるいはそれで結論が出なければさらなる会合の結果、一応、日米合意した結果が発表されると思いますが、それは新聞などで是非知りたいと思っています。

これについて、何か御質問、御要望ございますか。

和田専門委員。

○和田専門委員　たびたびで申し訳ありません。

1つは、ここに今、テキサス州での事例について御説明がありましたけれども、これも何となく納得がいたしますと申しかねるようなことだと思うんです。

発表になりましたときに、農林次官が、これはきちんと確認をしなければいけないということをたしかテレビでおっしゃっていらして、どういうあれになるのかなと思って関心を持っておりました。

それから、もう一点。これもたしか、この機会だったか、リスクコミュニケーションの場で質問したのは、アメリカでのBSEの牛が歩行不可能だったのか、歩行が可能だったのかというのが、これも前回質問しましたら調査中というお答えが2度返ってきて、そのままになっているんです。

やはり、そういうことというのはそのままになって、結局ずるずるといつの間にか話題にならなくなってしまうというのはあるべき姿ではないと思うんです。そういうことが重なるから信頼性の問題というのが出てきてしまうわけで、もし歩行不能だったのなら不能であり、そうでなくて起立可能だったということであれば、是非それはきちんと確認を取って発表していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○富永座長　どうぞ。

○杉浦情報・緊急時対応課長　この第1回会合では、最初に確認されたBSE牛については、農務省の記録によれば歩行困難牛であったのは間違いのないというような説明はございました。

ただ、その件にしても、このテキサス州での検査漏れの件につきましても、米国において我が国の消費者の不信を招く事例がたくさん発生しているということで、そういうリスクの観点からも詳細な情報の提供を強く求めています。

○富永座長 それでは、最後に。

○和田専門委員 もう一つというより、先ほどの健康影響評価を行う案件というところでBSEにつきまして、おっしゃっていただいたものですから申し上げましたけれども、ここで出すということが今、既に入っておられる調査というものとどういう関係があるかということを、ちょっと頭にありながら発言はいたしましたけれども、是非、今やっていらっしゃる研究、それから調査というものを、消費者の方は大変関心を持って見ておりますので、お願いしたいと思います。

そのときに、寺田委員長が国際問題というのは扱わないということをはっきりとおっしゃっていらして、大変申し訳ないんですけども、国際問題ともう一つおっしゃいましたね。

○寺田委員長 片方は、ちょっと程度によることで大変難しいんですが、コストベネフィットです。これは管理側の問題ですから、こちらの科学的なデータを見て、それを管理の方で決定する。国民の感情だとか、それからお金がどれほどかかるとか、いろんなことがあると思いますが。

ただ、そうはいつでも、それを評価のところで1兆円の金がかかってもかまわない、何とかというふうなことはできませんから、そこはおのずとそういう常識的な金額のことを頭に置きながら勿論評価をやります。純粹の科学的といっても、やはり経済的なことはしないと言っても、それは頭の中に置いてやるということは当然あります。

これは私たち、お金なしでかすみで生きているわけではございませんし、社会のコミュニティーの中でやっていますから、その中での範囲ということで、ただ、判断をするメインのところは、評価の方として経済的なことはしないということです。

○和田専門委員 今、もう既にはっきりとおっしゃっていただきましたけれども、国際問題、それからコストの問題というのは、私たちはあくまでも食品安全委員会の範疇ではないというふうに考えているというより、むしろ期待しておりますので、そのところを是非、リスク評価ということに絞り込んでの、わかり切ったことですが、改めて確認をしてお願いしておきたいと思います。

以上です。

○寺田委員長 ちょっとよろしいですか。

国際問題という場合も、日本語によりますけれども、国際的な交渉の問題には入らないということで、国際的に問題になっているようなことは当然、こちらでもやりますから。

○富永座長 どうぞ。

○見上委員 コスト問題のことが一切関係ないと言ったら、人間の頭の構造を変えろというようなことだと思うんです。

和田さんがおっしゃることは、食の安全にはリスクゼロというのはあり得ないということを認めないと、ですね。それで、その上で、コストは一切、この食品安全委員会に関係ないというふうに、この席で委員長なり、私なりで構わないんですが、言わされると、私にとっては思考のある面をとめなければならないんです。

言っていることがおわかりでないようですね。

○和田専門委員 いえ、わかります。

○見上委員 というのは、別にBSEに限らず、100%の安全を採求するのが、この食品安全委員会だと国民に誤解されたら、これは非常に日本国政府にとってマイナスだと思います。

以上です。

○和田専門委員 私も、リスクゼロということとはあり得ないということは理解しております。ただ、いわゆるコストという考え方が入ってくるのは、食品安全委員会ではないのではないかと。

あくまでも、科学的見地から中立公正にリスクを評価するということが言われておりますので、先ほど委員長がおっしゃったような、1兆円かかるなんていうことが頭のどこかにあるかもしれないとおっしゃった、そこまで言っているわけではありませんけれども、コスト論がだんだんに入ってくるということについては、やはり食品安全委員会そのものの在り方ということから確認をさせていただきたいということです。

○見上委員 ですから、確認させていただきたいとおっしゃるのは和田専門委員が個人的にそう思うのか、この組織としておっしゃっているのか。そこら辺が気になったので、私は発言しました。

食品安全委員会という組織で確認、この組織としてコストのことをやる、やらないではなくて、考えの中に入れてはいけないと言ったら、科学だって中立公正という点が私の頭の中では矛盾するんで、それで発言させていただきました。

○寺田委員長 結局、同じようなことを言っていると思います。要するに、プライオリティーとして科学と中立を置くということです。そちら側のコスト・ベネフィットは管理側

が考えてもらっただけでも、とてつもないようなことをこちらの評価側が言ったりするのはありえません。そこはリスクコミュニケーションで管理側と、それから私どもがよくコミュニケーションをして、とんでもないようなことにならないようにはします。やはり重点としては評価にはコスト・ベネフィットは考えないという話なんです。

○見上委員 私はプライオリティーで言っている話ではないです。私は哲学として言っています。

○富永座長 ありがとうございます。

最後に、大変重要な、ホットなコメントが続出しましたけれども、勿論、食品安全委員会としてはコストを完全に無視ではなくて、コストも念頭に置きながら、しかし安全性を重視して結論を導くことは間違いないと思います。

それでは、そんなところでよろしいですか。

○富永座長 大体、これで本日の議事、皆様方委員の御協力で終わりました、大変有意義な委員会であったと思いますが、次回の会議、あるいはどういうことを議論するか、ちょっと簡単に御報告いただけますか。

○岩淵総務課長 どうもありがとうございました。

本日、御審議いただいた運営状況報告書については必要な修正とか、参考資料の添付などをいたしまして、座長と御相談をして委員会の方に提出いたし、また、6件の候補につきましても御相談の上、委員会に提出いたします。

なお、最初に説明しましたけれども、この6件全部を評価するということではなくて、今後、委員会の方、委員の方でもいろんな案件を考えておられると思いますので、それも含めて検討をした上で、最終的にどれを評価の対象にするかということは決めていただくという段取りになりますので、よろしくお願いいたします。

次回の企画専門調査会ですけれども、次回、12月ごろ考えておりまして、今日やっていただいたこの評価対象の議論を6か月ごとにということになっておりますので、また次回、これをお願いしたいということと、それから、昨年閣議決定されました基本的事項につきまして、その実施状況のフォローアップの議論をその時期をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

日程につきましては、皆様の御都合をお伺いして調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○富永座長 それでは、これで第7回「企画専門調査会」を閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。